

内 訳 書

件 名：貨物昇降機，4.5T用
 調達要求番号：05-2-5111-2511-2001-00

番号	物品番号	品名	性質区分	単位	数量	単価	合価	規格	記事
1	GL	貨物昇降機，4.5T用	A	OT	1			仕様書のとおり	
		以下余白							
								同等以上にて応札予定の場合は、応札7日前までにその基本性能を証明する書面又はカタログ及び機能・性能比較表を官側に提出し、規格の適合性について審査を受けること。	

納入場所：舞鶴弾薬整備補給所
 納入日時等は事前に官側と調整を行うこと。

調達要求番号：05-2-5111-2511-2001-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	
名称	貨物昇降機，4.5T用	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和5年6月/日
		改正年月日	
		舞鶴弾薬整備補給所 整備管理課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊舞鶴地方隊において調達する「貨物昇降機，4.5T用」について適用する。

1.2 製品の呼び方

この仕様書で用いる製品の呼び方は、表1による。

表1－製品の呼び方

番号	物品番号等	記 事
1	GL 貨物昇降機，4.5T用	積載量 4,500kg

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

日本産業規格（JIS）

2) 仕様書

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下、標準仕様書という。）

3) 法令等

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

b) 関連文書

法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

建築副産物適正処理推進要綱（建設省経建第3号。5.1.12）

建築工事安全施工技術指針（建設省営監発第13号。7.5.25）

建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省経建発第1号。5.1.12）

2 製品に関する要求

2.1 設計条件

設計条件は、次による。

- a) 設計に先立ち、部隊側と十分に調整し、製品の効率的運用が出来るように配慮するものとする。
- b) 建築基準法及び建築基準法施行令に適合する製品であり、戸開走行保護装置（UMCP）においては、大臣認定取得済のものとする。
- c) 施設の建物構造物本体、構造及び使用に適するものとする。
- d) 耐震クラスはA14とし、安全性を考慮し、作動精度並びに信頼性を十分に保障出来るものとする。

2.2 構成

構成は、表2による。

表2－構成

番号	名称	数量
1	巻上機	1EA
2	マシンビーム	1SE
3	受電盤・制御盤	1EA
4	かご	1EA
5	三方枠	2EA
6	敷居	2EA
7	乗場の戸	2EA
8	位置表示器	2EA
9	レール	1SE
10	ロープ	1SE
11	吊り合い錘	1SE
12	安全装置	1SE
13	緩衝装置	1SE
14	インターホン	3EA
15	リモコン送受信機	2SE
16	地震管制運転装置	1SE
17	火災時管制運転装置	1SE
18	停電時管制運転装置	1SE

2.3 部品・材料・加工

製品に使用する部品、材料及び加工は、日本産業規格及び製造会社標準規格のもので、使用目的に合致したものとする。なお、製造会社標準規格を適用する場合には、官側の承認を得るものとする。

2.4 製造・組立・据付

- a) 受注者は、国内の自社工場で作成するものとし、製造に先立ち承認用図面を監督官に提出し、承認を得るものとする。
- b) 搬入経路は、養生を実施のうえ、各機材を工事現場に搬入し、各部組立を行い、所定の位置に設置する。最終組立は資材部新倉庫建設工事中であり、官側と十分調整の上実施する。

2.5 構造・形状・寸法

製品の構造・形状・寸法等は、承認用図面によるものとする。

2.6 昇降路等

- a) 寸法は付図1のとおりとし、鉄骨部材のサイズ、取付位置を含め近畿中部防衛局発注の建築工事、電気工事との兼ね合いを遵守する。
- b) 建物の構造本体は鉄筋コンクリート構造であり、設置場所は付図2に示すとおりとする。

2.7 仕様・性能

製品の仕様・性能等は、表3によるものとし、記載の無い事項は標準仕様書によるものとする。

表3－仕様・性能等

項目	仕様
荷物用エレベーター設備	
(1)台数	1台
(2)型式	ロープ式機械室レス型荷物用エレベーター
(3)制御方式	インバーター制御
(4)操作方式	単式自動方式・相互階制御
(5)積載量	4,500kg
(6)定格速度	30m/min
(7)停止箇所	2箇所(1,2階)
(8)昇降工程	10,000mm
(9)電源・電動機	動力:3相200V 30kW 60Hz 照明:100V 60Hz
かご	
(1)かご寸法	2,300W×5,300D×3,200H
(2)天井	鋼板製焼付け塗装仕上げ

表3-仕様・性能等(続き)

(3)側板	ステンレス製ヘアライン仕上げ
(4)戸	3枚戸上開き式 電動式 2,300W×3,000H ステンレス製ヘアライン仕上げ
(5)床	ステンレス製縞鋼板(厚さ 6.0mm)
乗場	
(1)三方枠	ステンレス製ヘアライン仕上げ
(2)敷居	ステンレス製(厚さ 6.0mm)
(3)戸	3枚戸上開き式 電動式 5,000W×3,000H ステンレス製ヘアライン仕上げ
(4)位置表示器	使用中灯・位置表示灯(到着灯兼用)
安全装置	非常ブザー,かご内エリアセンサー,かご内非常灯
(1)過荷重検知装置	過積載を検知するとブザーにて警告し,戸の自動閉鎖を防止,昇降起動できない機能を有するものとする。
(2)赤外線センサー (多光軸)	かご内出入口に設置し,赤外線を遮った場合ドアが反転する。
(3)かご内非常灯	停電後30分以上点灯する。
(4)非常止め装置	早利き式とする。
インターホン	3箇所(かご内,制御盤及び官指定場所)
管制運転	
(1)停電時自動着床装置	停電時はバッテリー運転により最寄階に自動停止
(2)地震時管制運転装置	地震感知器の作動により最寄階に自動停止 (S波/P波リスタート機能付)
(3)火災時管制運転装置	火災管制運転スイッチをONにすることにより火災発生時に避難階(第1避難階若しくは第2避難階)に自動停止
(4)冠水時管制運転装置	ピット内冠水時にかごを2階に避難させる。
その他	遠隔操作機能(リモコン操作,各乗場1組 計5組) かご内側板保護マット(H=2000,フック式) フォークリフト乗込み対応(C2ローディング) かご内荷摺(SUS,HL,H=1500,2面) 遮煙機能付き乗場扉(CAS-1036) かご内コーナーミラー(4箇所)

2.8 履行場所

舞鶴弾薬整備補給所 白浜地区

2.9 履行期限

令和7年3月31日

2.10 作業時間等

作業時間は、原則として土、日及び祝日を除く日の08:00～16:45とする。
なお、作業日程及び作業内容については事前に官側と調整し承認を得るものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

工程管理、提出書類、この仕様書に基づく必要な手続きについて、立会及び書類審査により実施する。

3.2 検査

完成検査とし、外観検査、作動確認及び書類審査により実施する。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表4による。

表4－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	着手届	4	契約締結後速やかに	監督官	指定様式
2	工事工程表	3	契約締結後速やかに	監督官	
3	承認用図面	3	契約締結後速やかに	監督官	
3	危険区域立入許可申請書	1	契約後速やかに	監督官	付表1
4	火気使用許可申請書	2	契約後速やかに	監督官	付表2
5	計画通知書	1	計画通知後速やかに	監督官	
6	確認済証・検査済証	1	交付後速やかに	監督官	
7	工事報告書	3	工事終了後速やかに	監督官	
8	取扱説明書	2	工事終了後速やかに	監督官	
9	検査成績書	3	工事終了後速やかに	完成検査官	
10	終了届	4	工事終了後速やかに	完成検査官	指定様式
11	納品書	6	工事終了後速やかに	受領検査官	指定様式

4.2 秘密保全・安全管理

- a) 対象品目設置場所への出入門及び立入場所等の制限については、官側の規則によるものとする。
- b) 安全管理は、受注者の責任において措置するものとし、受注者の故意又は過失により発生した事故等による官側施設等の損害については、受注者の責任において原状に復旧することとする。

- c) 受注者は、この役務全般について、守秘義務を負うものとし、この役務により知り得た官有施設及び装備品の状況等、一切の情報を第三者に漏洩してはならない。なお、履行後においても同様とする。
- d) 受注者は、関連法令等を遵守し、工事に伴う災害の防止及び環境保全に努めるものとする。
- e) 溶接を含め火気取扱には十分注意し、消火設備等火災防止の手立てを講じるものとする。

4.3 立入申請

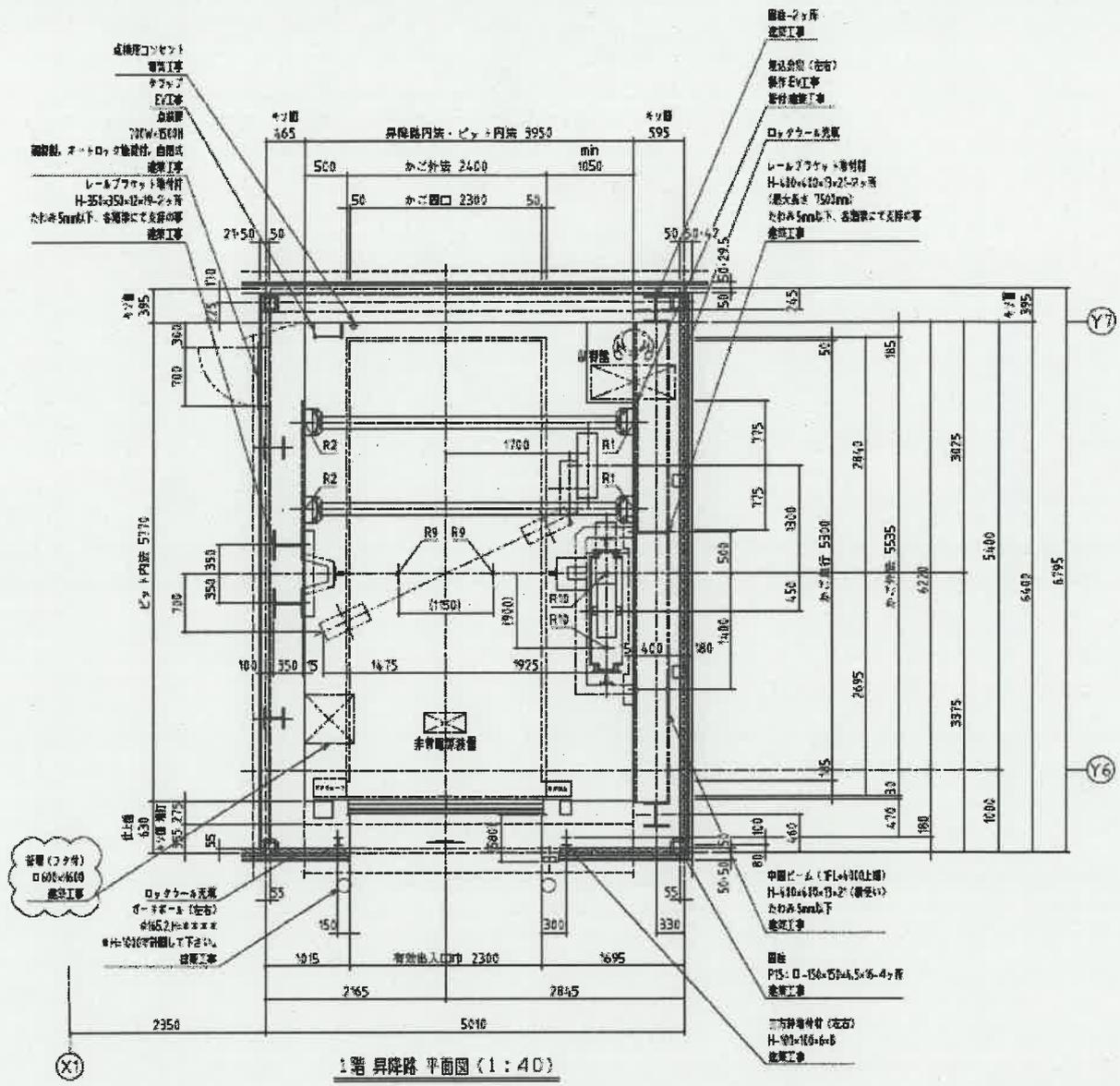
受注者は、契約後速やかに危険区域立入許可申請書（付表1）を官に提出し許可を得るものとし、指示区域外には立ち入らないものとする。

4.4 火気使用許可申請

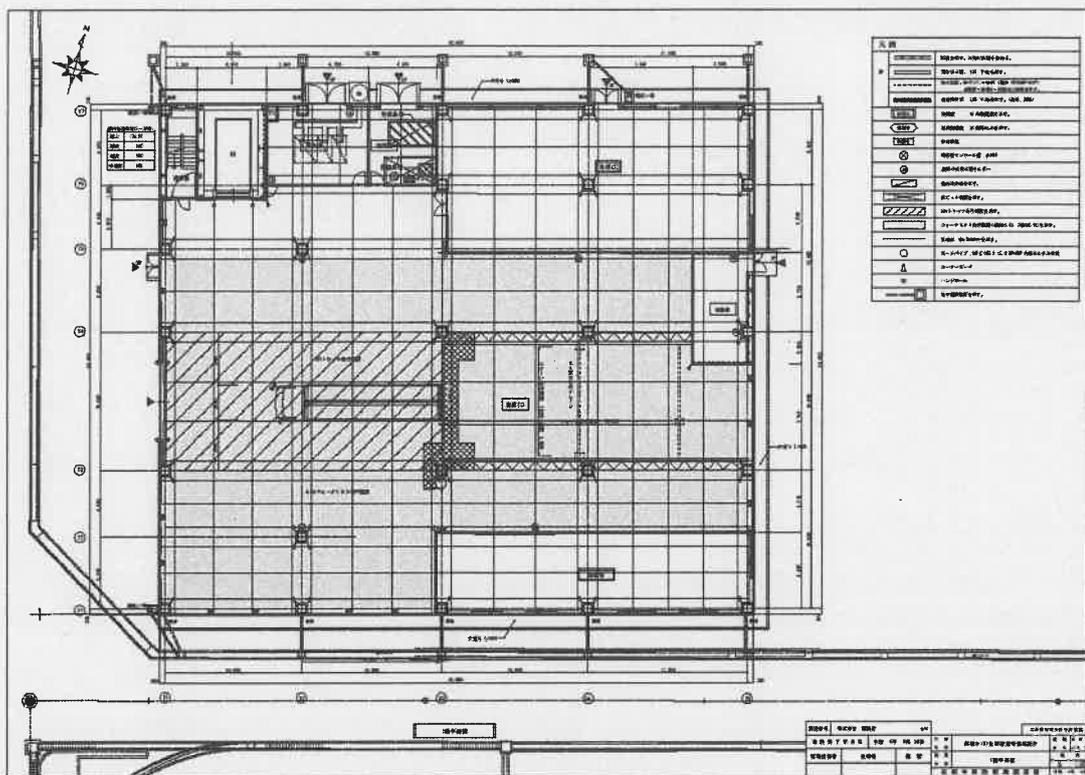
受注者は、この役務においてグラインダー等の、火気及び火花を発生する器材を使用する場合は、契約後速やかに火気使用許可申請書（付表2）を官に提出し許可を得るものとし、消火器等の防火器材を準備するものとする。

4.5 その他必要な事項

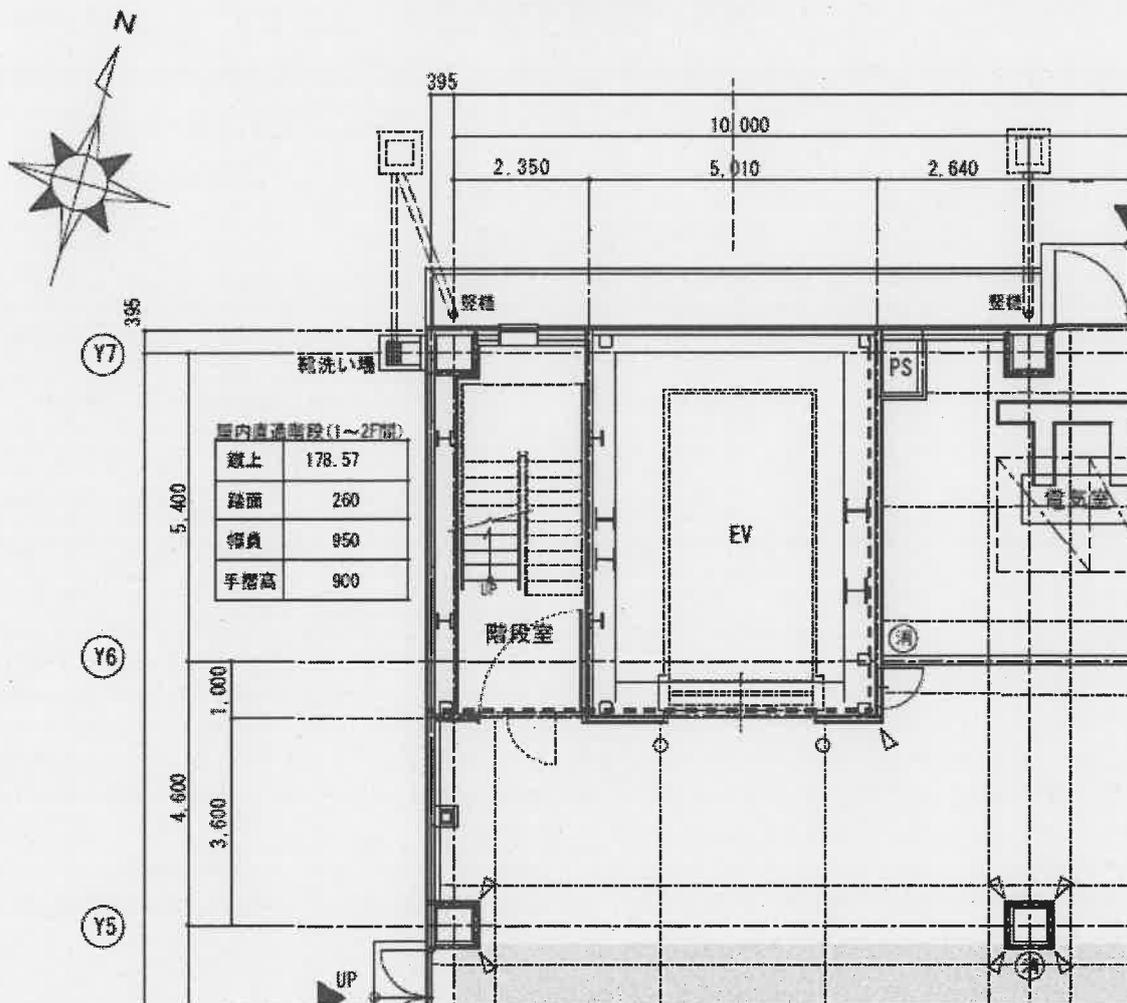
- a) この工事の施工にあたり、計画通知・完了検査の実施を含む監督官庁等への諸手続きは、受注者の責任において実施するものとし、発生する費用についても受注者負担とする。
- b) 受注者は、この仕様書において疑義が生じた場合、監督官を経由して契約担当官等と協議するものとする。
- c) この工事の履行に伴う発生材がある場合は、全て受注者の責任において関係法令等に基づき処分するものとする。
- d) 契約に必要な光熱水料は、受注者負担とする。
- e) 貨物昇降機設置工事の施工にあたっては、監督官の立ち会いのもと近畿中部防衛局が発注した施設工事業者との間で十分な協議を実施するものとする。



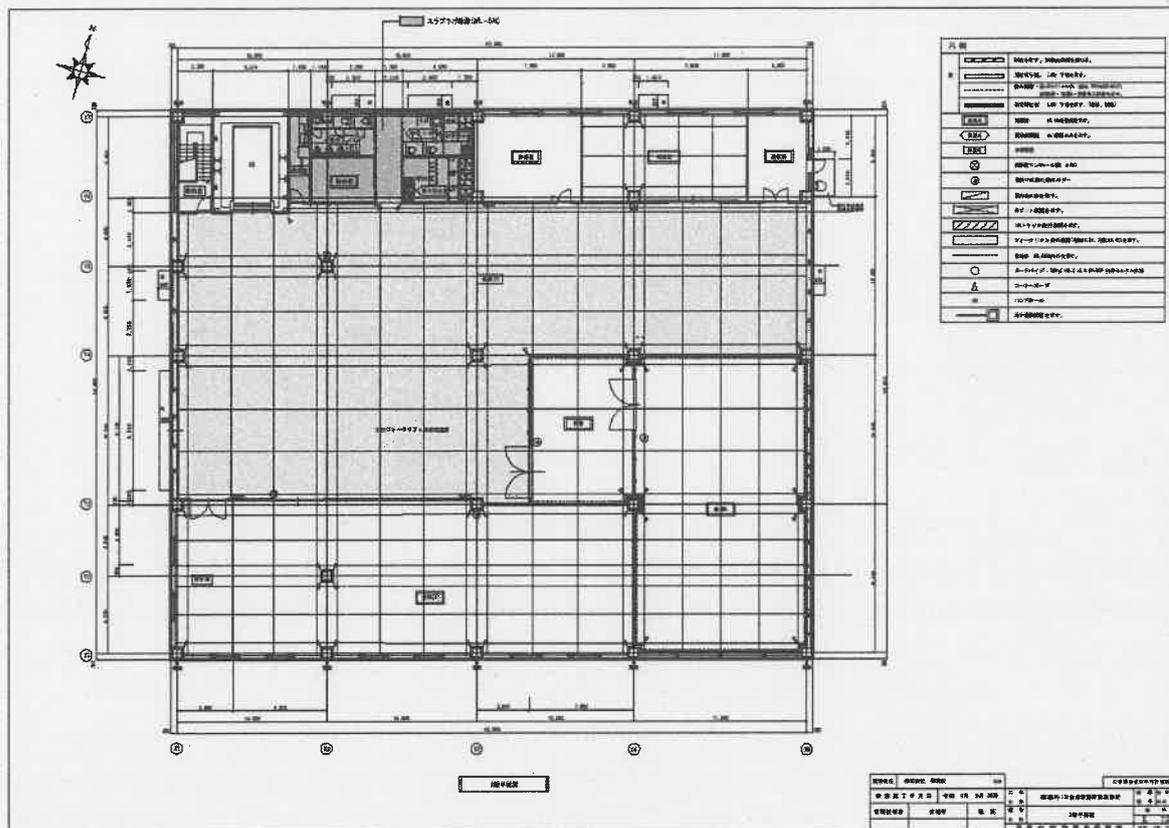
付図1—昇降路等寸法 (1階)



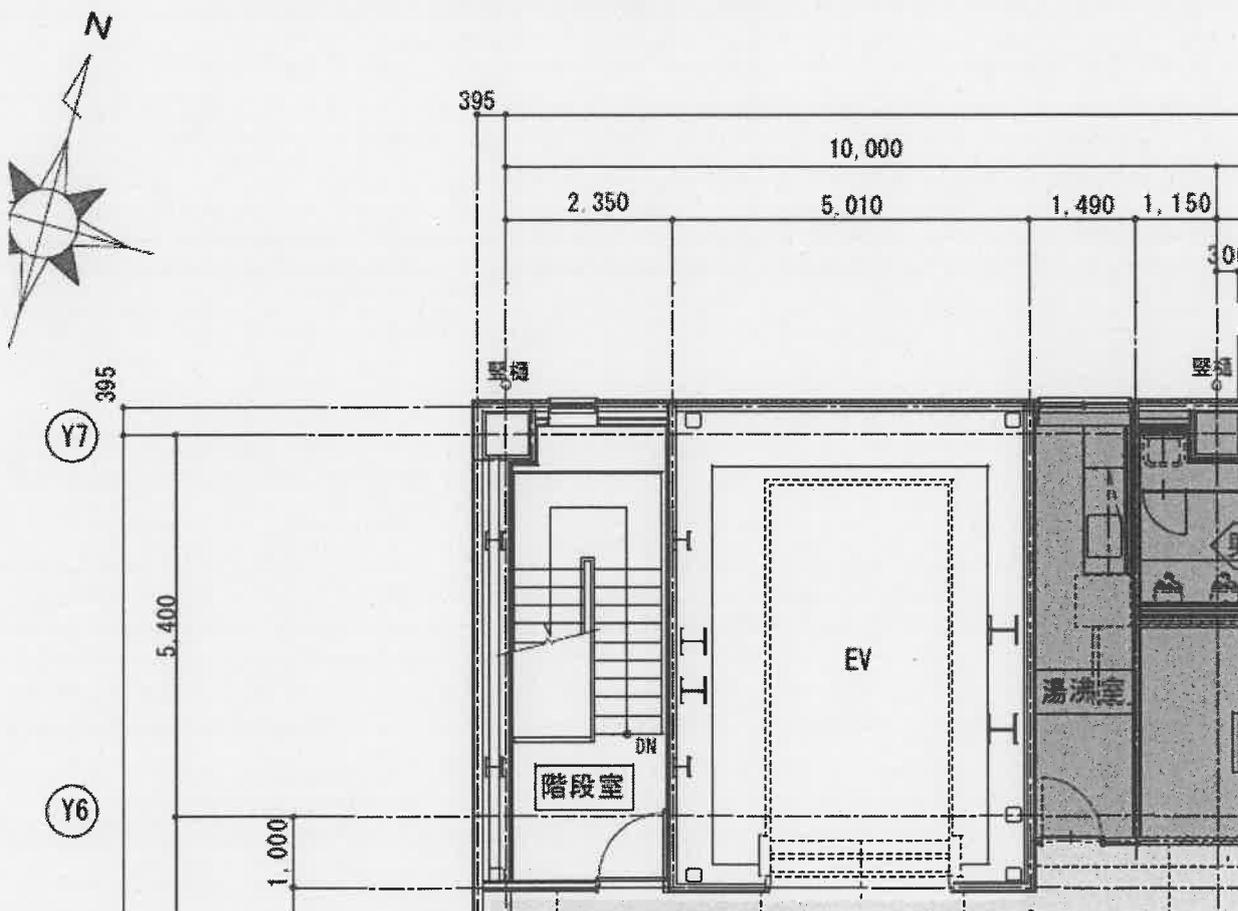
付図2-設置場所(1階)



付図2-設置場所(1階つづき)



付図2-設置場所(2階)



付図2-設置場所(2階つづき)

付表 1 - 危険区域立入許可申請書

別記様式第2(第5条関係)

所 長	総務科長	補給科長	総務係長	担当者	部隊の長																					
令和 年 月 日																										
<p>長浜地区</p> <p>岩子火薬庫地区 危険区域立入許可申請書</p> <p>白浜火薬庫地区</p> <p>舞鶴弾薬整備補給所長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所属(住所) 階級等 氏 名 印</p>																										
1 立入者																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属(現住所)</th> <th>役職等(氏名)</th> <th>職務内容</th> <th>(生年月日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							所属(現住所)	役職等(氏名)	職務内容	(生年月日)																
所属(現住所)	役職等(氏名)	職務内容	(生年月日)																							
2 日 時																										
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																										
3 用 件																										

注：1 立入者が4名以上の場合は、別紙として、名簿を添付する。

注：2 申請者は、原則として立入日の2週間前までに提出する。

付表 2 - 火気使用許可申請書

別記様式第5(第15条関係)

年 月 日

舞鶴弾薬整備補給所長 殿
(防火管理責任者)

申請者 所属 氏 名 印

火気使用許可申請書

下記のとおり、火気の使用を申請する。

記

使用機器		数量	
使用場所			
使用期間			
使用目的			
備考			
確認印	防火管理者		火気取締責任者
	防火責任者		火気使用責任者

上記申請を許可する。

年 月 日

舞鶴弾薬整備補給所長 印

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。